

物価高騰対策 賃上げ支援金

岩手県では、**60円以上**（1時間あたり）の
賃上げを行った中小企業等を対象に

従業員1人あたり**6万円**〔^{最大}_{50人分}〕を支給します。

支援金の 支給額

従業員1人当たり**6万円**、最大50人分
（1事業所当たり最大300万円）

支給対象者

県内に事業所を有する中小企業等

※公益法人、協同組合、個人事業主等（従業員を1人以上雇用しているものに限る）も含む。
（詳しくは裏面へ）

支給要件

①賃上げの対象時期

令和6年10月1日から令和7年9月30日まで
（賃金の支給が令和7年10月以降となったものを含む）

②賃上げ対象従業員

県内事業所に勤務する正規及び非正規雇用労働者。
ただし、非正規雇用労働者については、週所定労働時間20時間以上であること。

③賃上げ額

（ア）対象時期において、従業員の賃金を賃上げ月の前月と比較して**1時間当たり60円
以上引き上げ**ていること。

（イ）最低1月以上、引き上げ後の賃金支給実績があること。

④その他

引き上げ後の賃金水準を**1年間継続**すること。

受付開始

令和7年 **2月20日（木）**

支給上限

岩手県全体で30,000人を上限とし、
上限に達し次第終了します。

※なお、上限に達しない場合でも、令和7年11月14日（金）で受け付け終了とします。

手続きについては
裏面をご覧ください